

防災

じぶんごと

ワークショップ

《6月・7月の日程・テーマについて》

開催場所	申込期限	開催日	時間
足近コミュニティセンター	6月2日 (金)	6月6日 (火)	19時～ 20時30分
小熊コミュニティセンター	6月2日 (金)	6月8日 (木)	
正木コミュニティセンター	6月9日 (金)	6月13日 (火)	
竹鼻コミュニティセンター	6月9日 (金)	6月15日 (木)	
竹鼻南コミュニティセンター	7月14日 (金)	7月18日 (火)	
福寿コミュニティセンター	6月16日 (金)	6月22日 (木)	
江吉良コミュニティセンター	6月23日 (金)	6月27日 (火)	
堀津コミュニティセンター	6月23日 (金)	6月29日 (木)	
上中コミュニティセンター	6月30日 (金)	7月4日 (火)	
下中コミュニティセンター	6月30日 (金)	7月6日 (木)	
桑原コミュニティセンター	7月7日 (金)	7月11日 (火)	

災害対策基本法 第7条第3項 (住民等の責務)

地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需品物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

- 「その他の生活必需品」って何を備蓄すればよいのだろう。
- 「その他の手段や取組」って何だろう。
- ★具体的な意見を出し合ってルール化してみたらどうだろう。



防災基本条例の制定に向けて

- 災害を「じぶんごと」にしよう
- 自助、共助による防災減災を進めるためのルール(条例)をつくろう

※当該地域に限定せず、都合の良い日時、場所で参加可能です。但し、事前に申し込みをお願いします。

申し込み方法:インターネットまたは電話

- インターネット:右のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。(24時間申込可)
- 市長室危機管理課:058-392-1111(内線5103)(平日8:30~17:15)
- 申込期限:上記のとおり



内閣府中央防災会議からのメッセージ

平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの
避難のあり方について（報告）一部抜粋
平成30年12月 平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ

平成30年7月豪雨では、死者・行方不明者数が200名を超える近年稀にみる大惨事となった。

気象状況等の悪化に伴い、多くの被災地では自治体から避難勧告が発令されるなど、避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まる等により、多くの方が亡くなるという結果となった。

今回の豪雨災害は行政主導の避難対策の限界を明らかなものとし、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しい

<国民の皆さんへ ~大事な命が失われる前に~ >

- 自然災害は、決して他人ごとではありません。「あなた」や「あなたの家族」の命に関わる問題です。
- 気象現象は今後更に激甚化し、いつ、どこで災害が発生してもおかしくありません。
- 行政が一人ひとりの状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。
自然の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人ひとりを助けに行くことはできません。
- 行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。
- 避難するかしないか、最後は「あなた」の判断です。皆さんの命は皆さん自身で守ってください。
- まだ大丈夫だろうと思って亡くなった方がいたかもしれません。河川の氾濫や土砂災害が発生してからではもう手遅れです。「今、逃げなければ、自分や大事な人の命が失われる」との意識を忘れないでください。
- 命を失わないために、災害に関心を持ってください。
 - あなたの家は洪水や土砂災害等の危険性は全くないですか？
 - 危険が迫ってきたとき、どのような情報を利用し、どこへ、どうやって逃げますか？
- 「あなた」一人ではありません。避難の呼びかけ、一人では避難が難しい方の援助など、地域の皆さんで助け合いましょう。行政も、全力で、皆さんや地域をサポートします。